倶知安町旭ケ丘公園多目的広場使用料

<令和2年4月1日からの使用料>

<令和2年3月31日までの使用料>

区分	早朝	午前	午後	夕刻
	午前8時まで	午前8時~	正午~午後	午後5時以降
		正午	5 時	
多目的広	<u>1,040円</u>	2,090円	2,090円	1,040円
場				

備考

- 1 多目的広場を使用する場合の使用面積区分及び使用料は、 次のとおりとする。
 - (1) 総面積の2分の1を超える場合 上記に掲げる金額
 - (2) 総面積の2分の1以下の場合 上記に掲げる額の2分の1
- 2 入場料を徴収する場合は、所定の金額の2倍の額とする。
- 3 営利又は営業が目的の場合は、所定の金額の2倍の額とする。
- 4 入場料を徴収し、かつ、営利又は営業が目的の場合は、所 定の金額の4倍の額とする。
- 5 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

区分	早朝	午前	午後	夕刻
	午前8時まで	午前8時~	正午~午後	午後5時以降
		正午	5 時	
多目的広	1,000円	2,000円	<u>2,000円</u>	1,000円
場				

備考

- 1 多目的広場を使用する場合の使用面積区分及び使用料は、次のとおりとする。
 - (1) 総面積の2分の1を超える場合 上記に掲げる金額
 - (2) 総面積の2分の1以下の場合 上記に掲げる額の2分の 1
- 2 入場料を徴収する場合は、所定の金額の2倍の額とする。
- 3 営利又は営業が目的の場合は、所定の金額の2倍の額とする。
- 4 入場料を徴収し、かつ、営利又は営業が目的の場合は、所定 の金額の4倍の額とする。